

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 建築基準法による意見の聴取……………
- ……………(都市整備局市街地建築部調整課)……………
- 建築基準法による一団地の区域……………
- ……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………
- ……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………

### 告示

●東京都告示第千七百七十四号  
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第三項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住居、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害

関係を記した書面を提出してください。

令和五年十一月十四日

東京都知事 小池百合子

一 公聴会を行う日時 令和五年十一月二十二日(水曜日)午後二時から

二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎三階建設工事紛争審査会室

新宿区西新宿二丁目八番一号

三 書面の提出先 東京都都市整備局市街地建築部調整課審査担当(東京都庁第二本庁舎三階)

新宿区西新宿二丁目八番一号

電話〇三(五三八八)三三三三四

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 新宿区西新宿二丁目八番一号

所氏名 東京都

建築敷地 江戸川区臨海町六丁目二番地一ほか

地域地区 第一種中高層住居専用地域、準防火地域及び第一種高度地区

既存建築物の概要 申請の概要

工事種別 水族館、宿泊施設、増築  
及び用途 休憩所、庁舎、物品 その他(ビクターセ

販売業を営む店舗、センター)

飲食店及び自動車庫

敷地面積 約七七七、一七九平方メートル 増減なし

建築面積 約二三、四五九平方メートル

延べ面積 約三〇、一六七平方メートル

構造及び階数 鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造

地上三階ほか 地上三階ほか

高さ 三〇・七二メートル 六・六〇メートルほか

適用条文 建築基準法第四十八条第三項ただし書

### ●東京都告示第千七百七十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和五年十一月十四日

東京都知事 小池百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

大田区羽田空港二丁目的一部、同所 令和五年十月十二日  
二丁目一番の一部、二番及び三番の九日

一部並びに羽田空港三丁目一番の一部、三番一から同番十四日まで、同番十五の一部及び五番

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

### ●東京都告示第千七百七十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十一月十四日




東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区新砂三丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

### 【別図】

#### 凡例

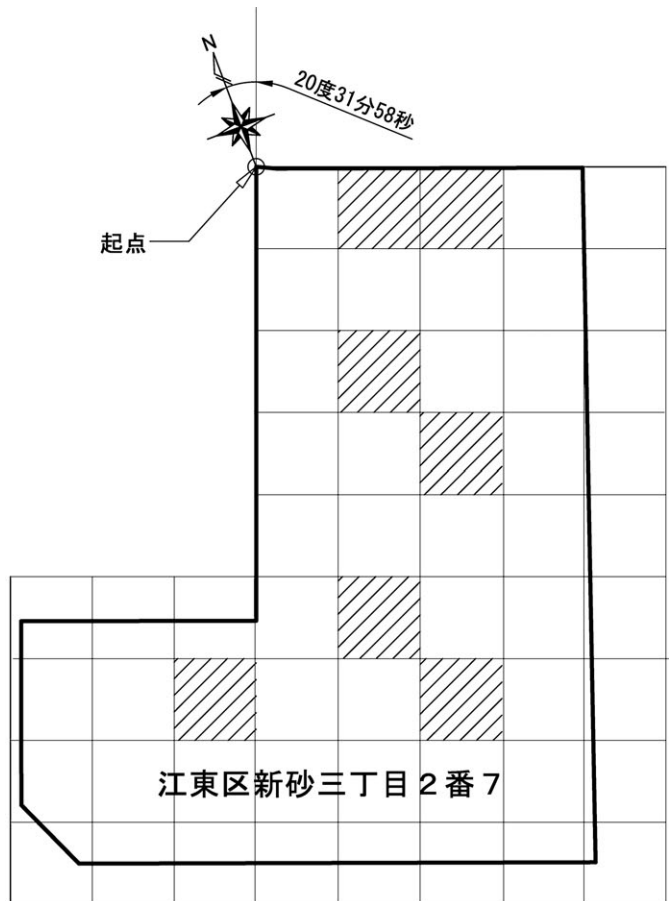
-  敷地及び調査対象地
-  単位区画
-  形質変更時要届出区域

#### 起点

起点は江東区新砂三丁目2番7の最北端とする。

#### 格子の回転角度（20度31分58秒）

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。



公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年十一月十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和五年十一月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 プライム銀座柳通りビル
- 二 店舗所在地 中央区銀座一丁目九番十三号
- 三 設置者名 みずほ信託銀行株式会社
- 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目三番三号
- 五 変更前の店舗名 銀座柳通りビル
- 六 変更後の店舗名 プライム銀座柳通りビル
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社大塚家具
- 八 変更後の小売業者の氏名又は名称 未定

九 変更日

十 届出日

十一 縦覧場所

十二 縦覧期間

十三 縦覧時間

令和四年九月十三日ほか

令和五年十月二十三日

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

令和五年十一月十四日から令和六年三月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行  
東京  
東京都新宿区西新宿三丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001